

被扶養者認定基準概要

昭和産業健康保険組合

健康保険組合では、被保険者に扶養されている家族にも保険給付を行います。この扶養家族のことを「被扶養者」といいますが、被扶養者となるためには、一定の条件が必要になります。

【被扶養者の条件】

被扶養者は日本国内に居住していることが原則となります。(海外留学等、一定の例外あり)

【被扶養者の範囲】

1. 被保険者と同居していなくてもよい人
配偶者（内縁可）、子、父母、兄姉、弟妹、孫など被保険者の直系尊属
2. 被保険者と同居していることが条件となる人
上記以外の三親等内の親族、被保険者の配偶者（内縁可）の父母、連れ子、配偶者死亡後の父母、連れ子

【収入基準】

- ・同居（同一世帯）の場合
年収130万円未満（60歳以上または障害者の方は、年収180万円未満）であって、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であることが必要です。
- ・別居の場合
年収130万円未満（60歳以上または障害者の方は、年収180万円未満）であって、被保険者の援助額より年間収入が少ないことが必要です。

※収入とは、給与（給与・賞与とも税控除前の総支給額、通勤交通手当も含む）だけでなく、アルバイト・パート代や年金・恩給、不動産収入、利子・配当収入、雇用保険失業給付金、副業（原稿料・講演料）等全ての収入を指します。一時金は取得時からの1年間の収入として捉えます。

例外として、慶弔収入等の一時金は含みません。

自営業については、名義や所有権に関係なく、実際に働いて得る収入が対象となります。

【夫婦共同扶養の場合】

1. 被扶養者の数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去・現在・将来の収入等から今後1年間の収入見込み）が多い方の被扶養者とする
2. 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内の場合、主として生計を維持する者の扶養とする（一方が国民健康保険の被保険者の場合は適用しない）
3. 主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする

【その他注意事項】

1. その家族に優先扶養義務者が他にいないこと
※優先扶養義務者とは、その家族の「配偶者」、その家族が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母の場合は「両親」等
2. 優先扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由がある
3. 被保険者に継続的にその家族を養う経済的扶養能力があること

【虚偽申請による罰則】

被保険者が扶養の実態のない家族を虚偽の申請により認定を受けたことが判明した場合、被扶養者の資格は遡って取り消し、すでに支給した給付があった時は、その全部または一部を徴収します。

健康保険加入申請時「扶養者状況届」添付書類一覧

◎…必ず提出

○…該当する方のみ提出

※証明書の発行は証明日より3ヶ月以内のものに限る

提出書類	区 分										備 考
	同居していなくてもよい							同居していなければ ならない			
	配偶者	子		父・母	兄・姉	弟妹・孫		義父母	その他		
		18歳以上	18歳未満			18歳以上	18歳未満		18歳以上	18歳未満	
扶養状況届	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	新生児は不要
扶養申請理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	被保険者の入社、結婚、退職の場合は不要 新生児は不要
世帯主・続柄が記載されている住民票	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	最新の状況が分かるもの 新生児は不要
市区町村発行の「所得（課税）証明書」 または「非課税証明書」	○	○	—	○	○	○	—	○	○	—	両親の一方を申請する場合であっても、申請被扶養者とその配偶者両方の証明書を提出 新生児は不要 無職の方は提出
直近3ヶ月分の給与明細（写）または勤務先発行の「労働契約書（写）」（期間および賃金が明記してあるもの）	○	○	—	○	○	○	—	○	○	—	パート・アルバイト等給与収入がある方は提出
「在学証明書」または有効期限が明記されている「学生証」（写）	○	○	—	—	○	○	○	—	○	○	18歳以上の学生の方は提出
雇用保険被保険者離職票-1・2（写）	○	○	—	○	○	○	—	○	○	—	雇用保険加入者が退職した場合は提出
直近の源泉徴収票（写）	○	○	—	○	○	○	—	○	○	—	雇用保険未加入者が退職した場合は提出
退職証明書	○	○	—	○	○	○	—	○	○	—	雇用保険未加入者が退職した際、源泉徴収票を提出出来ない場合は提出
支給終了日が記載されている雇用保険受給者資格者証（両面）（写）	○	○	—	○	○	○	—	○	○	—	雇用保険受給終了者は提出
年金・恩給等支給通知書（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年金、恩給等の収入がある方は提出
送金額がわかる証明書（写）	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	過去1年分の銀行振込または現金書留の送金明細書 学生の方は不要

・自営業、農業収入のある方は、直近の「確定申告書（写）」および「収支内訳書（損益計算書）（写）」をご提出いただきます。

※上記以外の証明書の提出をお願いする場合がありますので、ご注意ください。